

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 鳥獣保護区の存続期間を更新する件二件 四五〇
 - 特別保護地区を指定する件 四五三
 - 特定猟具使用禁止区域を指定する件三件 四五三
 - 県立自然公園の指定を解除する件 四五四
 - 県立自然公園の公園計画を廃止した件 四五四
 - 県立自然公園の公園事業を廃止した件 四五四
 - 県立自然公園の特別地域の指定を廃止する件 四五四
 - 県立自然公園の集団施設地区の指定を廃止する件 四五四
 - 国定公園の特別地域を指定する件 四五五
 - 国定公園の集団施設地区を指定する件 四五五
 - 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 四五五
 - 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件 四五七
 - 遊漁規則について認可した件五件 四五七
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 四五七
- 公 告**
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 四五八
 - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 四五八
- 福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長**
- 一般競争入札を行う件 四五八

告 示

福島県告示第七百四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、令和三年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 名称及び区域

名 称	区 域
高松山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（本宮市）
裏磐梯鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（耶麻郡北塩原村、耶麻郡猪苗代町）
尾瀬鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（南会津郡檜枝岐村）

二 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 高松山鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的
高松山鳥獣保護区は、本宮市糠沢にある高松山（標高三百三十六メートル）を中心とした区域であり、シマリスやトウホクノウサギ、キジやツグミをはじめとする多様な鳥獣が生息している。また、当該地域には、高松山観音寺があり、信仰の山として地元民に親しまれ管理されてきた。

このため、鳥獣の生息のため重要な区域であることが認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定する鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護を図るものである。

(三) 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

2 裏磐梯鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
集団渡来地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、磐梯山の北側に位置し、磐梯山の噴火により河川が塞ぎ止められてきた檜原湖等の湖沼群及び東大畑までの吾妻山系西側の地域であり、鳥獣の多様な生息環境を有している。標高約八百メートルの湖沼や湿原から、針

葉樹林、広葉樹林、広葉樹との混交林が続き、カルガモなど水辺の渡り鳥が生息している。標高二千メートルの西吾妻山などには、天然性のブナ林、亜高山性針葉樹林、さらに偽高山帯といった幅広い植生を有し、クマタカやハヤブサ等の希少鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のために重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 尾瀬鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

本地域は、尾瀬国立公園を中心とした地域で、南側が群馬県、西側が新潟県、北側には燧ヶ岳をはじめとする二千メートル級の山々がそびえる。尾瀬ヶ原をはじめとする広大な湿原や尾瀬沼には、四季折々に二百種類以上の水生植物を見ることができ、そのすばらしい自然と景観美を味わうため多くのハイカーが訪れる。我が国最大といわれる広い高層湿原を持つ尾瀬ヶ原を中心に、それをとりまく燧ヶ岳、大杉岳などの山々とブナの原生林や尾瀬沼と周辺の湿原、三条ヶ滝など変化に富んだ地形はコマドリ、ヤマネ、オコジョなどの珍しい種類の鳥獣の生息が認められる。以上のことから、鳥獣保護区に指定し鳥獣の保護及び繁殖を図る。

(三) 管理方針

尾瀬ヶ原及び大江湿原などの鳥獣の生息環境を適正に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意しつつ、尾瀬の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくため、自然とのふれあいや教育・学習の場として活用できるように、保護だけでなく適切な管理についても取り組んでいく。

(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局)にあつては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

福島県告示第七百五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、令和三年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 名称及び区域

名	称	区	域
石川鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(石川郡石川町)		
葛尾森林公園鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(双葉郡葛尾村)		

二 存続期間

令和三年十一月一日から令和二十三年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 石川鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的
この地域は石川町を中心とした区域で郡山市から茨城県に通ずるJR水郡線の間際に位置し、中央を北須川が流れており、この川の両側に街が形成されている。山麓に公共施設があり、地域の周囲は森林で造林地が多く、雑木林が点在している。

従来から生息するスズメやツバメなどの野鳥を含め多様な鳥類の生息地となっており、今後の鳥獣保護の観点からも、引き続き鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

(三) 管理方針

定期的な巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

2 葛尾森林公園鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的
葛尾村の豊かな自然環境と生態系を残すため。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び)

福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。（自然保護課）

福島県告示第七百六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。
令和三年十月二十九日

一 名称及び区域

福島県知事 内堀雅雄

名	称	区	域
裏磐梯鳥獣保護区特別保護地区		別紙区域図のとおり（耶麻郡北塩原村、耶麻郡猪苗代町）	
尾瀬鳥獣保護区特別保護地区		別紙区域図のとおり（南会津郡檜枝岐村）	

二 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

三 当該特別保護地区の保護に関する指針

1 裏磐梯鳥獣保護区特別保護地区

(一) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

裏磐梯鳥獣保護区は、磐梯山の北側に位置し、檜原湖等の湖沼群及び東大願までの吾妻山系西側の地域を有している。標高約八百メートルの湖沼・湿原から、広葉樹林、針葉樹林、混交林、更には標高二千メートルの西吾妻山のブナ林、亜高山性針葉樹林、偽高山帯といった多様な植生を有している。このような自然環境を反映して、オオシジギ、オオヨシキリ等の渡り鳥が生息している。

檜原湖の東岸、西岸や雄国沼周辺の区域は、湖沼や草地に連続する森林等で形成されており、渡り鳥のねぐら、採餌場として重要であり、東大願、西吾妻山の区域においては、コマドリ等森林性の渡り鳥が生息・繁殖している区域となっている。

このため、当該区域は、裏磐梯鳥獣保護区の中でも特に保護する必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する

鳥獣及び生息地の保護を図るものである。

(三) 管理方針

湖沼などの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

特別保護地区において、ニホンジカなど有害鳥獣に対する懸念が生じているため、有害鳥獣捕獲許可など、適宜、適切に対応していく。

2 尾瀬鳥獣保護区特別保護地区

(一) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

本地域は、尾瀬国立公園を中心とした地域で、南側が群馬県、西側が新潟県、北側には燧ヶ岳をはじめとする二千メートル級の山々がそびえる。尾瀬ヶ原をはじめとする広大な湿原や尾瀬沼には、四季折々に二百種類以上の水生植物を見ることができ、そのすばらしい自然と景観美を味わうため多くのハイカーが訪れる。我が国最大といわれる広い高層湿原を持つ尾瀬ヶ原を中心に、それをとりまく燧ヶ岳、大杉岳などの山々とブナの原生林や尾瀬沼と周辺の湿原、三条ヶ滝など変化に富んだ地形はコマドリ、ヤマネ、オコジョなどの珍しい種類の鳥獣の生息が認められる。

尾瀬鳥獣保護区のうち、尾瀬ヶ原など特に良好な鳥獣環境となっている区域について、尾瀬の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくため、特別保護地区に指定し、当該地域に生きる鳥獣の生息環境を保全する。

(三) 管理方針

当該地域は尾瀬国立公園特別保護地区でもあり、森林生息地の環境はそのまま保全することを基本とする。

特別保護地区において、ニホンジカなど有害鳥獣に対する懸念が生じているため、有害鳥獣捕獲許可など、適宜、適切に対応していく。

〔別紙区域図〕は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。（自然保護課）

福島県告示第七百七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。
令和三年十月二十九日

一 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器
福島県知事 内堀雅雄

二 名称及び区域

名 称	区 域
大熊中央台特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡大熊町）
坂下ダム特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡大熊町及び双葉郡富岡町）

三 存続期間

令和三年十一月一日から令和八年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局）にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第七百八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和三年十月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

二 名称及び区域

名 称	区 域
飯坂町特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（福島市）
作田特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（本宮市）
高倉北部特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（郡山市）
御代田特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（郡山市）

止区域

止区域	別紙区域図のとおり（白河市及び西白河郡西郷村）
土生特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（西白河郡中島村）
滑津原特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（会津若松市）
北会津十二所特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（喜多方市）
豊川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（河沼郡会津坂下町）
見明特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（河沼郡会津坂下町）
栗村堰特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（河沼郡会津坂下町）
旧宮川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（河沼郡会津坂下町）
高杖原特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南会津郡南会津町）

三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局）にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第七百九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和三年十月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

二 名称及び区域

名 称	区 域	城
夫沢細谷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	(双葉郡大熊町及び双葉郡双葉町)
越田特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	(双葉郡双葉町)
深谷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	(双葉郡双葉町)
下条細谷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	(双葉郡双葉町)
清戸迫特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	(双葉郡双葉町)

三 存続期間

令和三年十一月一日から令和四年十月三十一日まで

(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局)にあつては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。

(自然保護課)

福島県告示第七百十号

福島県立自然公園条例(昭和三十三年福島県条例第二十三号)第五条第一項の規定により指定した只見柳津県立自然公園の指定を解除するので、同条例第六条第二項において準用する同条例第五条第二項の規定により告示する。

令和三年十月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(自然保護課)

福島県告示第七百一十号

福島県立自然公園条例(昭和三十三年福島県条例第二十三号)第七条第一項の規定に

より決定した只見柳津県立自然公園の公園計画を廃止したので、同条例第八条第二項において準用する同条例第七条第二項の規定により告示する。

令和三年十月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(自然保護課)

福島県告示第七百一十二号

福島県立自然公園条例(昭和三十三年福島県条例第二十三号)第九条第一項の規定により決定した只見柳津県立自然公園の公園事業を廃止したので、同条例第三項において準用する同条例第二項の規定により告示する。

令和三年十月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(自然保護課)

福島県告示第七百一十三号

福島県立自然公園条例(昭和三十三年福島県条例第二十三号)第二十一条第一項の規定により指定した只見柳津県立自然公園の特別地域の指定を解除するので、同条例第二項において準用する同条例第五条第二項の規定により告示する。

令和三年十月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(自然保護課)

福島県告示第七百一十四号

福島県立自然公園条例(昭和三十三年福島県条例第二十三号)第三十四条第一項の規定により指定した只見柳津県立自然公園の集団施設地区の指定を解除するので、同条例第二項において準用する同条例第五条第二項の規定により告示する。

令和三年十月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(自然保護課)

福島県告示第七百一十五号

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第二十条第一項の規定により、次の区域を越後三山只見国定公園の特別地域に指定する。

特別地域の区域を表示した図面は、福島県生活環境部自然保護課、会津地方振興局県民環境部県民生活課及び南会津地方振興局県民環境部県民環境課並びに喜多方市、檜枝岐村、只見町、西会津町、会津坂下町、柳津町、三島町及び金山町において縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

特別地域の区域

南会津郡只見町内国育林会津森林管理署南会津支署一・二・三林班の一部
南会津郡只見町蒲生の一部
大沼郡金山町内国育林会津森林管理署五四七林班及び五四八林班の各一部
大沼郡金山町沼沢、川口及び大栗山の各一部

(自然保護課)

福島県告示第七百十六号

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第三十六条第一項の規定により、次の区域を越後三山只見国定公園の集団施設地区に指定する。

集団施設地区の区域を表示した図面は、福島県生活環境部自然保護課、会津地方振興局環境部県民生活課及び南会津地方振興局環境部県民環境課並びに喜多方市、檜枝岐村、只見町、西会津町、会津坂下町、柳津町、三島町及び金山町において縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

集団施設地区

名称 沼沢湖集団施設地区
区域 大沼郡金山町沼沢大字上道の一部
整備計画区 沼沢湖整備計画区

(自然保護課)

福島県告示第七百十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年十月二十九日から同年十一月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) マルトSC関船 福島県いわき市常磐関船町一丁目一五番二三ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定により、沼之内加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付

すべきことについて同意があった。

令和三年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

(水産課)

福島県告示第七百十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十条第三項の規定により、阿賀川非出資漁業協同組合内共第十八号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和三年八月十一日次のとおり認可した。

令和三年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所
阿賀川非出資漁業協同組合 河沼郡会津坂下町大字白狐字堀南乙百七十四番地の七
- 二 漁業権の免許番号 内共第十八号(阿賀川・日橋川)
- 三 変更の内容
第七条第一項の表あゆの項中「二、七五〇円」を「四、八四〇円」に改め、同表こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな、やまめの項中「一、一〇〇円」を「一、五四〇円」に改めた。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日 令和四年一月一日

(水産課)

福島県告示第七百二十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十条第三項の規定により、只見川漁業協同組合内共第二十一号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和三年八月十一日次のとおり認可した。

令和三年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所
只見川漁業協同組合 河沼郡柳津町大字柳津字諏訪町甲六十一番地二
- 二 漁業権の免許番号 内共第二十一号(只見川)
- 三 変更の内容
第七条第一項の表あゆの項中「二、五〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、同表こい、ふな、うぐい、やまめ、いわなの項中「一、五〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改めた。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日 令和四年四月一日

(水産課)

福島県告示第七百二十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十条第三項の規定により、伊北地

区非出資漁業協同組合内共第二十四号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和三年八月十一日次のとおり認可した。

令和三年十月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所
伊北地区非出資漁業協同組合 南会津郡只見町大字只見字田中千二百十五番地一
- 二 漁業権の免許番号 内共第二十四号(只見川)
- 三 変更の内容
第二条第一項中「口頭で」を削った。
第五条第一項の表田子倉湖の項中「通年」を「周年」に改め、同項の次に次のように加えた。

只見湖	南会津郡只見町地内電源開発株式会社只見発電所堰堤下流端から下流三〇〇メートルまでの区域	周年
	南会津郡只見町地内電源開発株式会社只見発電所堰堤上流端から上流三〇〇メートルまでの区域	

- 第五条第一項の表滝湖の項中「通年」を「周年」に改めた。
- 第七条第二項に次の一号を加えた。
- (3) 組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)第八条第二項を第三項とし、同項の前に次の一項を加えた。
- 2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第三号とする。
- 別記様式第一号を次のように改めた。

別記様式第一号 遊漁承認証 表

遊 漁 承 認 証	No
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊漁者 氏 名	

注 意 事 項	
<ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者は遊漁をする時、本証を携帯しなければならない。 2 本証を他人に貸与してはならない。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。 	

承認期間	年 月 日 (日券)	年 月 日 (年券)
魚種	全魚種	漁具・漁法
遊漁料	円	
取 扱 者	伊北地区非出資漁業協同組合	
遊漁区域		
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者は遊漁をする時、本証を携帯しなければならない。 2 本証を他人に貸与してはならない。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。 4 竿数は1人2本以内とする。 	
購入日時		

らない。

4 竿数は1人2本以内とする。

遊漁区域

別記様式第二号の次に次の様式を加えた。
別記様式第三号

承認期間	年 月 日 (日券)	年 月 日 (年券)
魚種	全魚種	漁具・漁法
遊漁料	円	
取 扱 者	伊北地区非出資漁業協同組合	
遊漁区域		
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者は遊漁をする時、本証を携帯しなければならない。 2 本証を他人に貸与してはならない。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。 4 竿数は1人2本以内とする。 	
購入日時		

四 変更後の遊漁規則の施行日 令和三年八月十一日

(水産課)

福島県告示第七百二十二号
 漁業法(昭和三十四年法律第二百六十七号)第七十條第三項の規定により、南会津西部非出資漁業協同組合内共第二十五号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和三年八月十一日次のとおり認可した。

令和三年十月二十九日

- 一 漁業権者の名称及び住所
南会津西部非出資漁業協同組合 南会津郡南会津町山口字堀田七百七十番地一
- 二 漁業権の免許番号 内共第二十五号(伊南川)
- 三 変更の内容
第七条第一項中、「又は肢体不自由者又は女性」に改めた。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日 令和四年一月一日
(水産課)

福島県告示第七百二十三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十条第三項の規定により、伊北地区非出資漁業協同組合内共第二十七号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和三年八月十一日次のとおり認可した。
令和三年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所
伊北地区非出資漁業協同組合 南会津郡只見町大字只見字田中千二百十五番地一
- 二 漁業権の免許番号 内共第二十七号(大島湖・奥只見湖・只見川)
- 三 変更の内容
第二条第一項中「口頭で」を削った。
第七条第二項に次の一号を加えた。
(3) 組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)第八条第二項を第三項とし、同項の前に次の一項を加えた。
2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第三号とする。
別記様式第一号を次のように改めた。

別記様式第一号

遊漁承認証

表

裏

No	遊 漁 承 認 証
下記のとおり遊漁を承認します。	
氏 名	遊 漁 者
承認期間	

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者は遊漁をする時、本証を携帯しなければならない。 2 本証を他人に貸与してはならない。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。

魚 種 漁具・漁法 遊 漁 料 発 行 者 伊北地区非出資漁業協同組合 ㊸

4 竿数は1人2本以内とする。 遊漁区域

別記様式第二号の次に次の様式を加えた。
別記様式第三号

年券/日券 承認期間 年 月 日(日券) 年 月 日～年 月 日(年券) <small>セキリチケット</small>	氏 名 魚 種 全魚種 漁具・漁法 遊 漁 料 円 取 扱 者 伊北地区非出資漁業協同組合 ㊸ 遊漁区域 注意事項 <ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者は遊漁をする時、本証を携帯しなければならない。 2 本証を他人に貸与してはならない。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。 4 竿数は1人2本以内とする。 購入日時
---	--

四 変更後の遊漁規則の施行日 令和三年八月十一日

(水産課)

福島県告示第七百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、岩瀬土地改良区から令和三年十月六日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十二日認可した。
令和三年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第七百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、請戸川土地改良区から令和三年十月十三日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十日認可した。

令和三年十月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

公 告

公告第二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和三年十月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称

会津坂下町只見川土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 笹島 一英 河沼郡会津坂下町大字片門字片門一〇〇番地一

（農村計画課）

公告第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）

福島県教育委員会教育長

公告第7号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける新時代の学校における I C T 環境研究開発事業に係る端末等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年10月29日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 新時代の学校における I C T 環境研究開発事業に係る端末等一式（搬入、導入、設置、調整、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和4年2月1日から令和9年12月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) この公告の日から過去3年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等程度の物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有

する者であること。

- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年11月24日（水）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県庁西庁舎3階 福島県教育庁高校教育課
電話024-521-7772
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和3年10月29日（金）から同年11月24日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同月3日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙28枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年11月19日（金）午後4時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和3年12月9日（木）午前11時
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎4階教育総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年12月6日（月）午後4時までに次に掲げる場所に必着のこと。
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県庁西庁舎3階 福島県教育庁財務課
電話024-521-7754
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: ICT Terminals for a project in research and development of ICT environments in schools of the new era including its delivery, implementation, installation, adjustment, and removal, etc. 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 9 December 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 6 December 2021
- (4) Contact point for the notice: High School Education Division, Education, Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-7772

(高校教育課)